

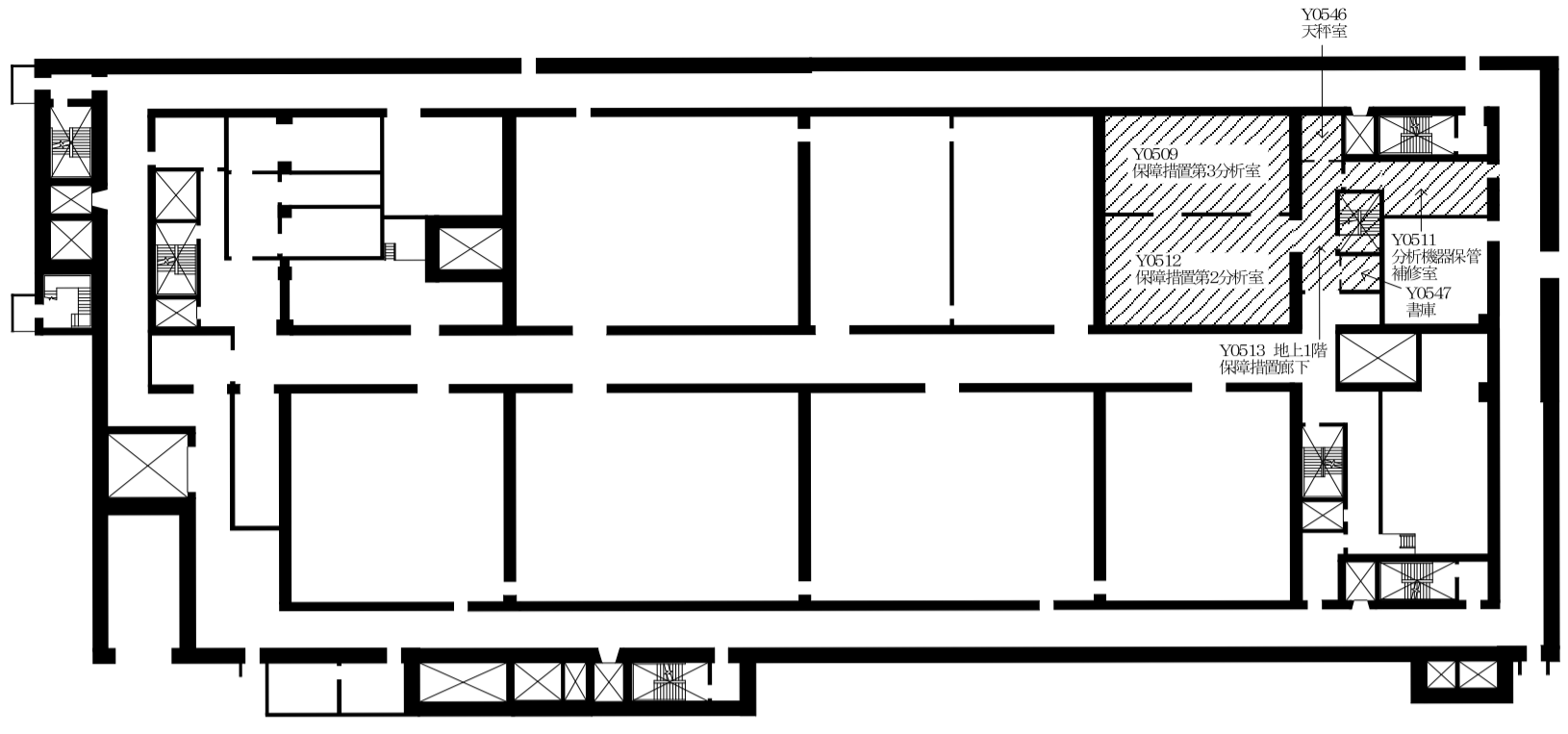
六ヶ所保障措置センター核燃料物質使用施設保安規定 新旧対照表（所要の見直しの補足説明版：該当箇所抜粋）

旧	新	変更理由、意図等
<p>(関係法令及び規定の遵守)</p> <p>第3条 公益財団法人核物質管理センターの役員、職員、参事及び契約職員は、保障措置分析所において核燃料物質等の使用等の業務及びその品質マネジメント活動を行う場合は関係法令及びこの規定を遵守する。</p> <p>2 理事長は、この規定に基づく保安活動を実施するに当たり、関係法令及び保安規定の遵守の意識の向上のための活動を実施させる。</p> <p>3 六ヶ所保障措置センター所長（以下「所長」という。）は、保障措置分析所を共同利用する国際原子力機関との取り決めにより、その職員に関係法令及びこの規定を遵守させなければならない。なお、この規定において第1項及び本項の者を「職員等」という。</p> <p>4 所長は、設備の一部を共用する日本原燃との取り決めにより、保障措置分析所及び共用設備における保安活動を行う同社職員及び同社の請負事業者職員に関係法令及びこの規定を遵守させなければならない。</p> <p>5 所長は、前項以外の者に保障措置分析所において業務を行わせる場合は、契約等により関係法令及びこの規定を遵守させなければならない。なお、この規定において前項及び本項の者を「協力会社員等」という。</p>	<p>(関係法令及び規定の遵守)</p> <p>第3条 公益財団法人核物質管理センターの役員、職員、<u>任期付職員</u>、参事、<u>専門契約職員</u>及び契約職員は、保障措置分析所において核燃料物質等の使用等の業務及びその品質マネジメント活動を行う場合は関係法令及びこの規定を遵守する。</p> <p>2 理事長は、この規定に基づく保安活動を実施するに当たり、関係法令及び保安規定の遵守の意識の向上のための活動を実施させる。</p> <p>3 六ヶ所保障措置センター所長（以下「所長」という。）は、保障措置分析所を共同利用する国際原子力機関との取り決めにより、その職員に関係法令及びこの規定を遵守させなければならない。なお、この規定において第1項及び本項の者を「職員等」という。</p> <p>4 所長は、設備の一部を共用する日本原燃との取り決めにより、保障措置分析所及び共用設備における保安活動を行う同社職員及び同社の請負事業者職員に関係法令及びこの規定を遵守させなければならない。</p> <p>5 所長は、前項以外の者に保障措置分析所において業務を行わせる場合は、契約等により関係法令及びこの規定を遵守させなければならない。なお、この規定において前項及び本項の者を「協力会社員等」という。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・センター内文書に示す「職員等」の定義の記載方法が文書毎に異なっていたため、その統一化を図る。 任期付職員：職員のうち、一定の期間を定めて雇用契約を締結して雇用された者（経験者採用） 専門契約職員：契約職員のうち準提携型業務について、専門的知識と実務経験を持って各部署の一部職務を行う者として雇用された者（情報管理、経理、契約） 契約職員：各種業務の職務を行う者として雇用された者（各課室の庶務業務） <p>※ 運用上の変更なし</p>
<p>(品質マネジメントシステム)</p> <p>第4条 保安活動のための品質マネジメント活動を実施するに当たり、以下のとおりに品質マネジメントシステムを構築する。</p> <p>(略)</p> <p>1. 2 定義</p> <p>第4条における用語の定義は、次に掲げるもののほか品質管理基準規則に基づき別途定める「R S C保安品質マニュアル」に定めて運用するものとする。</p> <p>(1)「保安に係る組織」とは、第5条に定める六ヶ所センターの品質マネジメントシステムに基づく使用施設等の保安に係る各組織の総称をいう。</p> <p>(2)「職員」とは、保障措置分析所において核燃料物質等の使用等の業務及びその品質マネジメント活動を行う六ヶ所センターの役員、職員、参事及び契約職員をいう。</p> <p>(略)</p>	<p>(品質マネジメントシステム)</p> <p>第4条 保安活動のための品質マネジメント活動を実施するに当たり、以下のとおりに品質マネジメントシステムを構築する。</p> <p>(略)</p> <p>1. 2 定義</p> <p>第4条における用語の定義は、次に掲げるもののほか品質管理基準規則に基づき別途定める「R S C保安品質マニュアル」に定めて運用するものとする。</p> <p>(1)「保安に係る組織」とは、第5条に定める六ヶ所センターの品質マネジメントシステムに基づく使用施設等の保安に係る各組織の総称をいう。</p> <p>(2)「職員」とは、保障措置分析所において核燃料物質等の使用等の業務及びその品質マネジメント活動を行う六ヶ所センターの役員、職員、<u>任期付職員</u>、参事、<u>専門契約職員</u>及び契約職員をいう。</p> <p>(略)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・第3条と同様。

旧	新	変更理由、意図等
<p>(人員の確保)</p> <p>第15条 所長は、核燃料物質等の使用等に際して必要な人員を確保する。</p> <p>2 分析課長は、分析セル、グローブボックス及びフードについては、その操作に必要な知識及び技能を有すると認められた者に当該設備を操作させる。ただし、教育・訓練のために操作させる場合であって、操作に必要な知識を有すると認められた者の監督の下で操作させる場合はこの限りでない。</p> <p>3 分析課長は、あらかじめ定めた基準によりグローブボックス等作業従事者の指定を行う。</p> <p>4 安全管理課長は、放射線管理設備（サーベイメータは除く）については、その操作に必要な知識及び技能を有すると認められた者に当該設備を操作させる。ただし、教育・訓練のために操作させる場合であって、操作に必要な知識を有すると認められた者の監督の下で操作させる場合はこの限りでない。</p> <p>5 安全管理課長は、あらかじめ定めた基準により放射線管理員の指定を行う。</p> <p>(放射性気体廃棄物の管理)</p> <p>第45条 分析課長は、保障措置分析所で発生する放射性気体廃棄物（以下「気体廃棄物」という。）を再処理施設の主排気筒への系統に排気する。なお、保障措置分析所から分析建屋換気設備に気体廃棄物を排気する場合は、核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示（以下、「線量告示」という。）に定められた周辺監視区域の境界における空気中の濃度限度を超えないように排気する。</p> <p>2 安全管理課長は、排気ダストモニタ等により気体廃棄物中の放射性物質を排気系統ごとに監視し、警報が吹鳴した場合は直ちに分析課長及び核燃料取扱主務者へ連絡する。なお、排気ダストモニタの警報装置の作動条件は別表第17による。</p> <p>3 分析課長は、前項の連絡を受けたときは、その原因を調査し、必要があれば適切な措置を講じるとともに、原因及び講じた措置について部長、核燃料取扱主務者及び安全管理課長に報告する。</p> <p>4 安全管理課長は、分析建屋換気設備における排気中の放射性物質濃度を排気ダストモニタにより監視するとともに、排気ダスト</p>	<p>(人員の確保)</p> <p>第15条 所長は、核燃料物質等の使用等に際して必要な人員を確保する。</p> <p>2 設備課長は、分析セル、グローブボックス及びフードについては、その操作に必要な知識及び技能を有すると認められた者に当該設備を操作させる。ただし、教育・訓練及び点検のために操作させる場合であって、操作に必要な知識を有すると認められた者の監督の下で操作させる場合はこの限りでない。</p> <p>3 設備課長は、あらかじめ定めた基準によりグローブボックス等作業従事者の指定を行う。</p> <p>4 安全管理課長は、放射線管理設備（サーベイメータは除く）については、その操作に必要な知識及び技能を有すると認められた者に当該設備を操作させる。ただし、教育・訓練及び点検のために操作させる場合であって、操作に必要な知識を有すると認められた者の監督の下で操作させる場合はこの限りでない。</p> <p>5 安全管理課長は、あらかじめ定めた基準により放射線管理員の指定を行う。</p> <p>(放射性気体廃棄物の管理)</p> <p>第45条 設備課長は、保障措置分析所で発生する放射性気体廃棄物（以下「気体廃棄物」という。）を再処理施設の主排気筒への系統に排気する。なお、保障措置分析所から分析建屋換気設備に気体廃棄物を排気する場合は、核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示（以下、「線量告示」という。）に定められた周辺監視区域の境界における空気中の濃度限度を超えないように排気する。</p> <p>2 安全管理課長は、排気ダストモニタ等により気体廃棄物中の放射性物質を排気系統ごとに監視し、警報が吹鳴した場合は直ちに第24条第1項に従い通報するものとし、その後の対応は第24条第2項から第6項に従って行う。なお、排気ダストモニタの警報装置の作動条件は別表第17による。</p> <p>3 安全管理課長は、分析建屋換気設備における排気中の放射性物質濃度を排気ダストモニタにより監視するとともに、排気ダスト</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的な点検（年次点検等）の際、製造メーカなどの有技能者が設備を操作（点検）する場合、保安規定を逸脱すると誤解を招くため追加した。 ※ 運用上の変更なし ・第2項と同様 ・警報吹鳴は異常時であることから、他の条文と整合を図り、第24条に従う旨に変更した。第24条の通報連絡系統は、二次文書である「非常事態措置要領」にて定まっており、発見者からの第1報は交替勤務者が連絡を受け、異常事象に応じて所管課長に通報することとしている。 ※ 運用上の変更なし ・第2項の変更に併せて第3項を削除した。

旧	新	変更理由、意図等
<p>ろ紙を回収・評価し、別表第18に掲げる管理目標値を超えていないことを確認する。なお、管理目標値を超えた場合又は超えるおそれのある場合は、直ちに<u>分析課長へ通報するものとし</u>、その後の対応は第24条第2項から第6項に従って行う。</p> <p>5 安全管理課長は、前項の評価結果を核燃料取扱主務者に報告する。</p> <p>(放射性固体廃棄物の管理)</p> <p>第47条 分析課長は、保障措置分析所で発生した放射性固体廃棄物(以下「固体廃棄物」という。)について、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 固体廃棄物を、不燃性、難燃性、可燃性及び混在に区分する。</p> <p>(2) (1)で区分した固体廃棄物は、次に掲げるいずれかの方法により再処理施設へ払い出す。</p> <p>①汚染拡大防止のため20Lビン又は指定の容器(以下「20Lビン等」という。)もしくはビニルバッグ等に梱包したうえで、防火のため保障措置保管室に設置したドラム缶等に収納する。ドラム缶等は、収納した固体廃棄物が所定の量に達した後、封入して再処理施設へ払い出す。</p> <p>②汚染拡大防止のため20Lビン等に封入したうえで、防火のため金属製の運搬容器(パディラック)に収納して再処理施設へ払い出す。</p> <p>(3) 固体廃棄物をドラム缶等に収納することが困難な場合は、収納するまでの間、不燃シートで覆う等の汚染拡大防止及び防火対策を行う。</p> <p>(4) 固体廃棄物の内容物、封入日その他の必要な事項を記録するとともに、ドラム缶等にはこれと照合できる表示をする。</p> <p>(5) 固体廃棄物を払い出す場合は、日本原燃に当該固体廃棄物に関する記録の写しを交付する。</p> <p>2 分析課長は、固体廃棄物の封入及び廃棄の結果について、核燃料取扱主務者に報告する。</p> <p>3 固体廃棄物に異常を発見した者は、第24条に従い<u>分析課長に</u>通報する。</p>	<p>ろ紙を回収・評価し、別表第18に掲げる管理目標値を超えていないことを確認する。なお、管理目標値を超えた場合又は超えるおそれのある場合は、直ちに<u>第24条第1項に従い通報するものとし</u>、その後の対応は第24条第2項から第6項に従って行う。</p> <p>4 安全管理課長は、前項の評価結果を核燃料取扱主務者に報告する。</p> <p>(放射性固体廃棄物の管理)</p> <p>第47条 設備課長は、保障措置分析所で発生した放射性固体廃棄物(以下「固体廃棄物」という。)について、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 固体廃棄物を、不燃性、難燃性、可燃性及び混在に区分する。</p> <p>(2) (1)で区分した固体廃棄物は、次に掲げるいずれかの方法により再処理施設へ払い出す。</p> <p>①汚染拡大防止のため20Lビン又は指定の容器(以下「20Lビン等」という。)もしくはビニルバッグ等に梱包したうえで、防火のため保障措置保管室に設置したドラム缶等に収納する。ドラム缶等は、収納した固体廃棄物が所定の量に達した後、封入して再処理施設へ払い出す。</p> <p>②汚染拡大防止のため20Lビン等に封入したうえで、防火のため金属製の運搬容器(パディラック)に収納して再処理施設へ払い出す。</p> <p>(3) 固体廃棄物をドラム缶等に収納することが困難な場合は、収納するまでの間、不燃シートで覆う等の汚染拡大防止及び防火対策を行う。</p> <p>(4) 固体廃棄物の内容物、封入日その他の必要な事項を記録するとともに、ドラム缶等にはこれと照合できる表示をする。</p> <p>(5) 固体廃棄物を払い出す場合は、日本原燃に当該固体廃棄物に関する記録の写しを交付する。</p> <p>2 設備課長は、固体廃棄物の封入及び廃棄の結果について、核燃料取扱主務者に報告する。</p> <p>3 固体廃棄物に異常を発見した者は、第24条<u>第1項に従い通報するものとし</u>、その後の対応は第24条第2項から第6項に従って行う。</p>	<p>・第2項と同様。</p> <p>・第45条第2項と同様。</p>

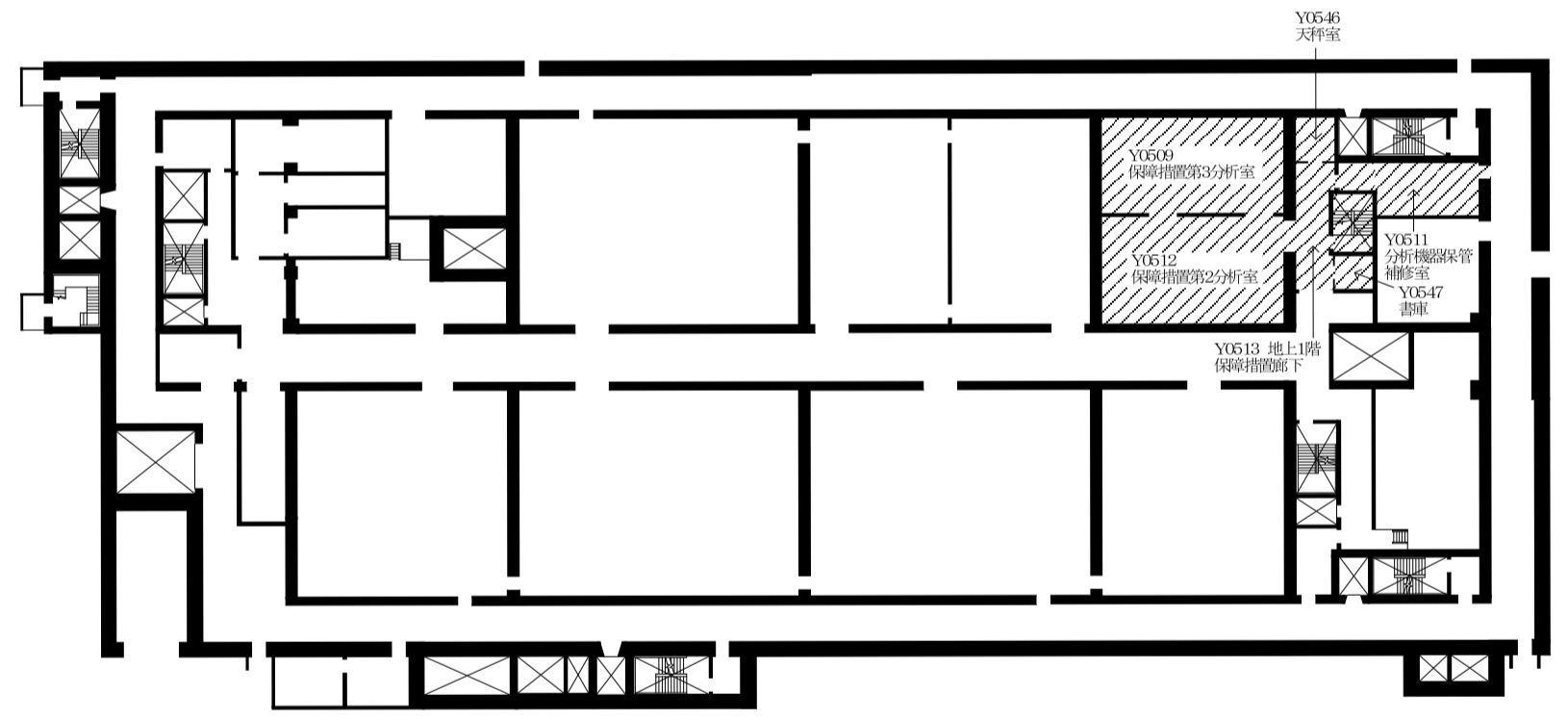
旧



保障措置分析所管理区域	
	: 汚染のおそれがある区域
	: 汚染のおそれがない区域

別図第2-1 分析建屋1階管理区域 (第25条)

新



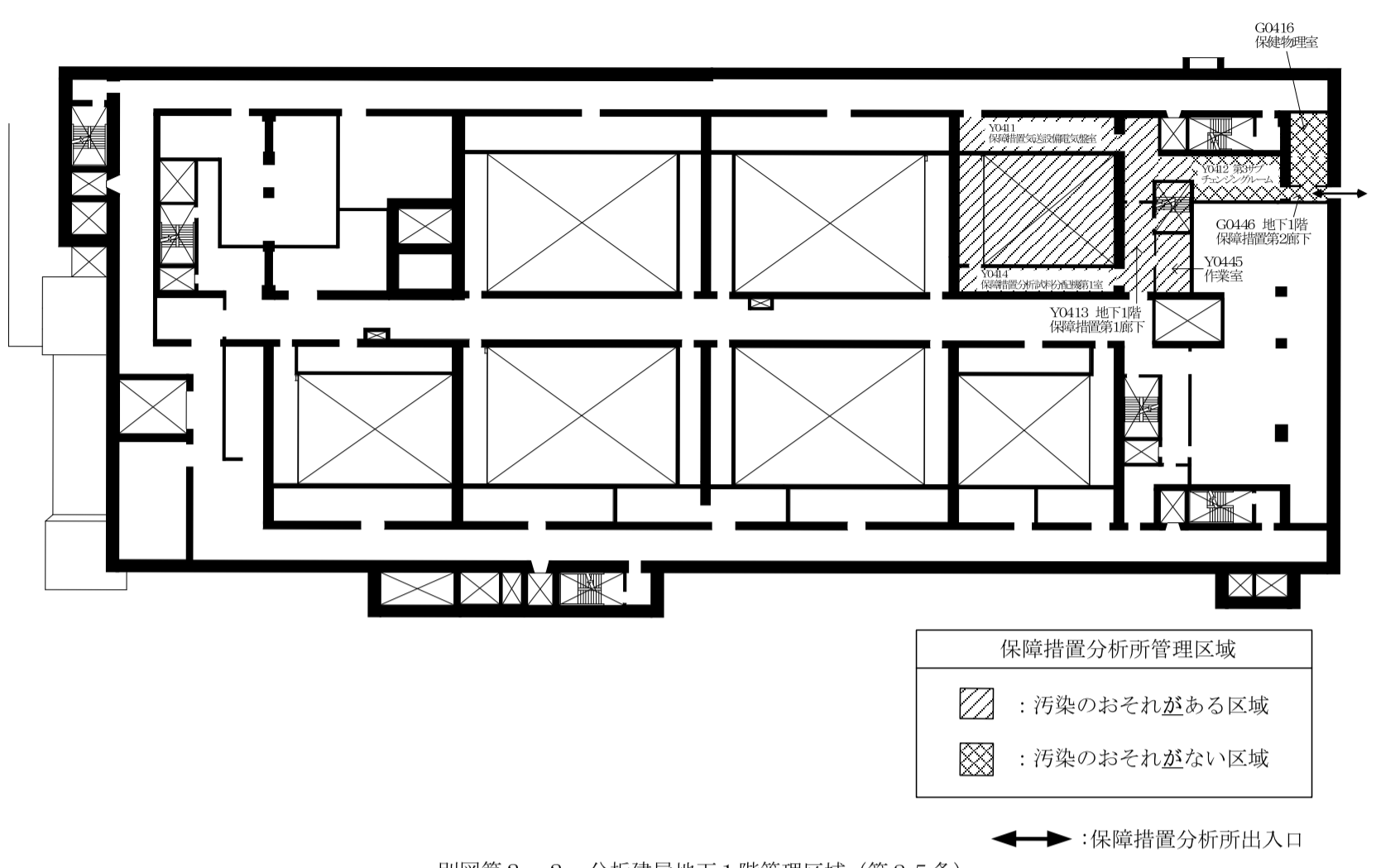
保障措置分析所管理区域	
	: 汚染のおそれのある区域
	: 汚染のおそれのない区域

別図第2-1 分析建屋1階管理区域 (第25条)

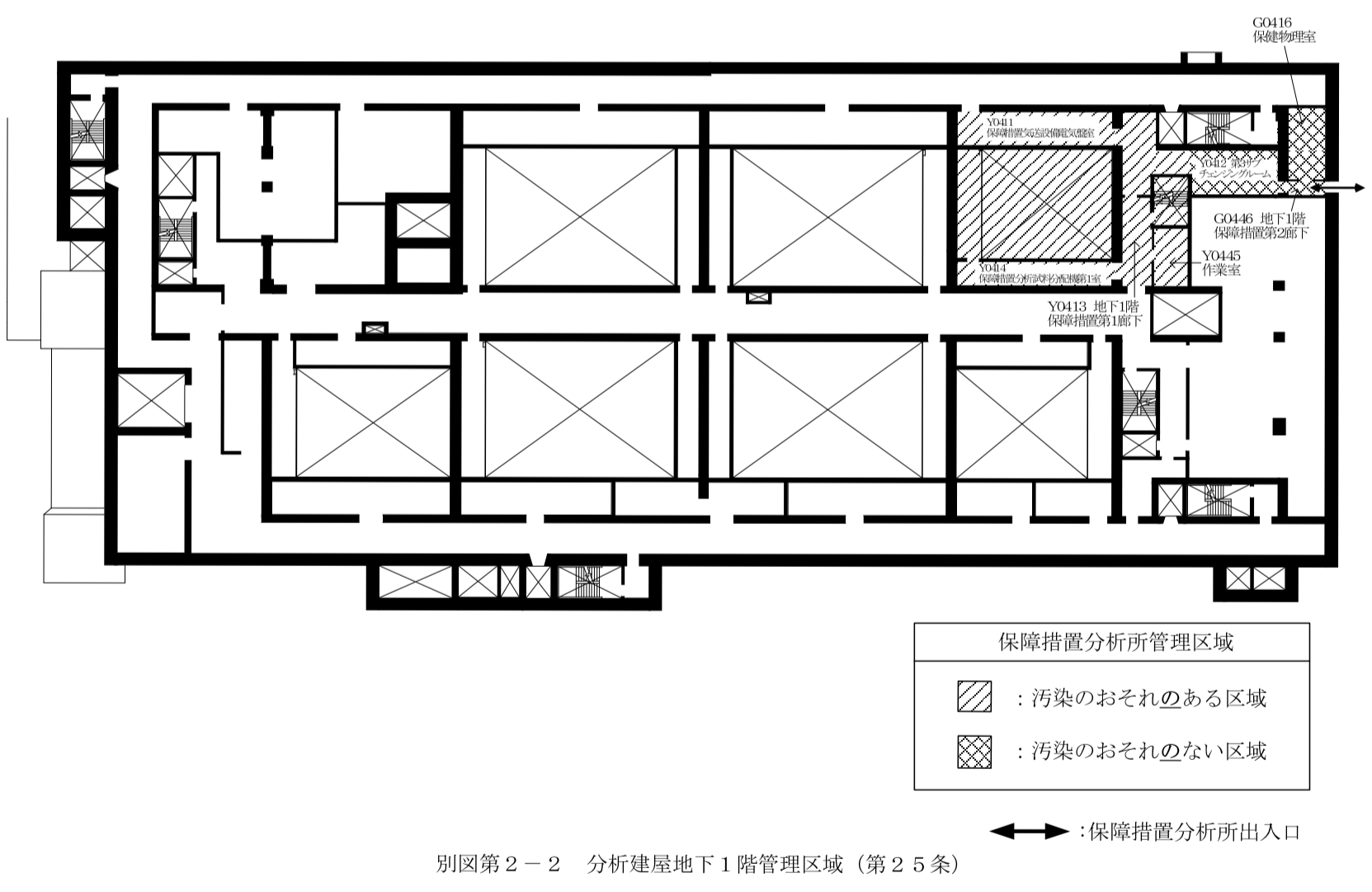
備考

・本文と整合を図り、「汚染のおそれが～区域」から「汚染のおそれの～区域」に変更した。
 ※ 運用上の変更なし

旧



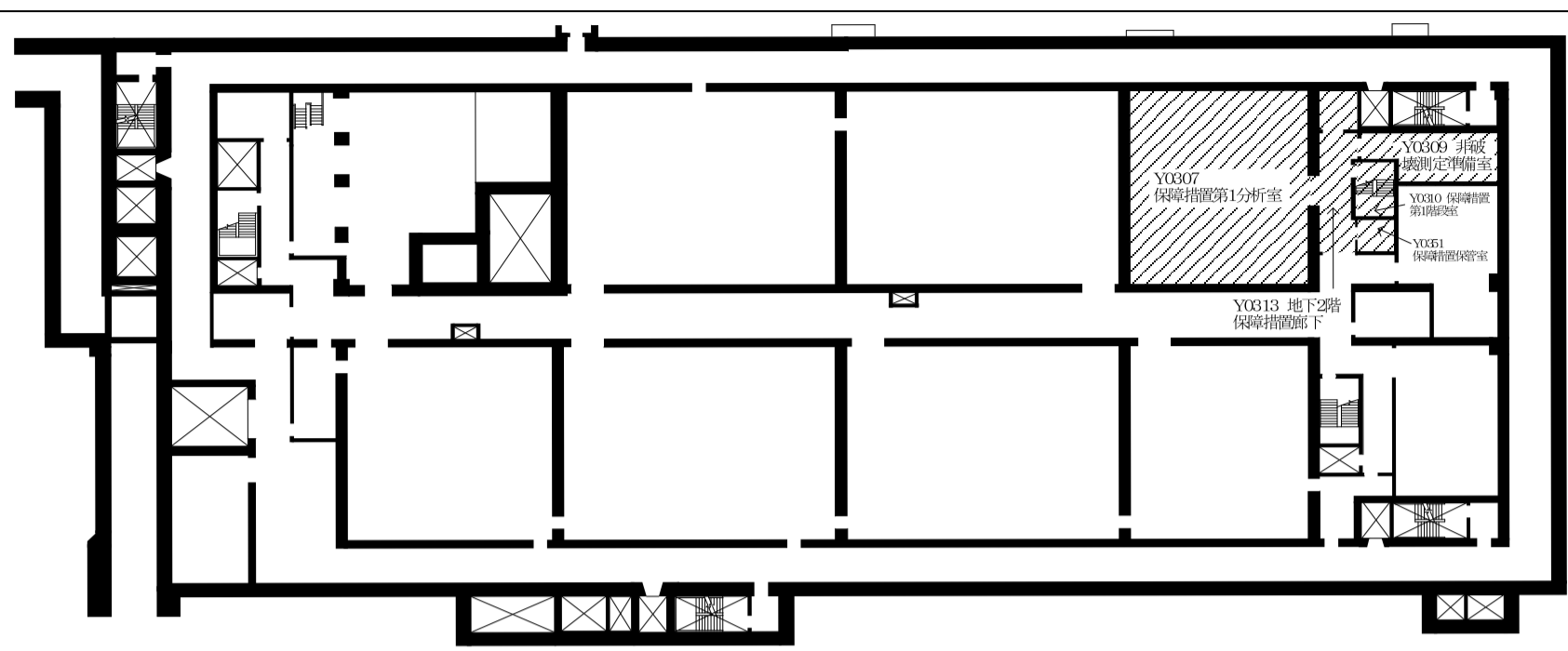
新





備考

・別図第2-1と同様。

旧

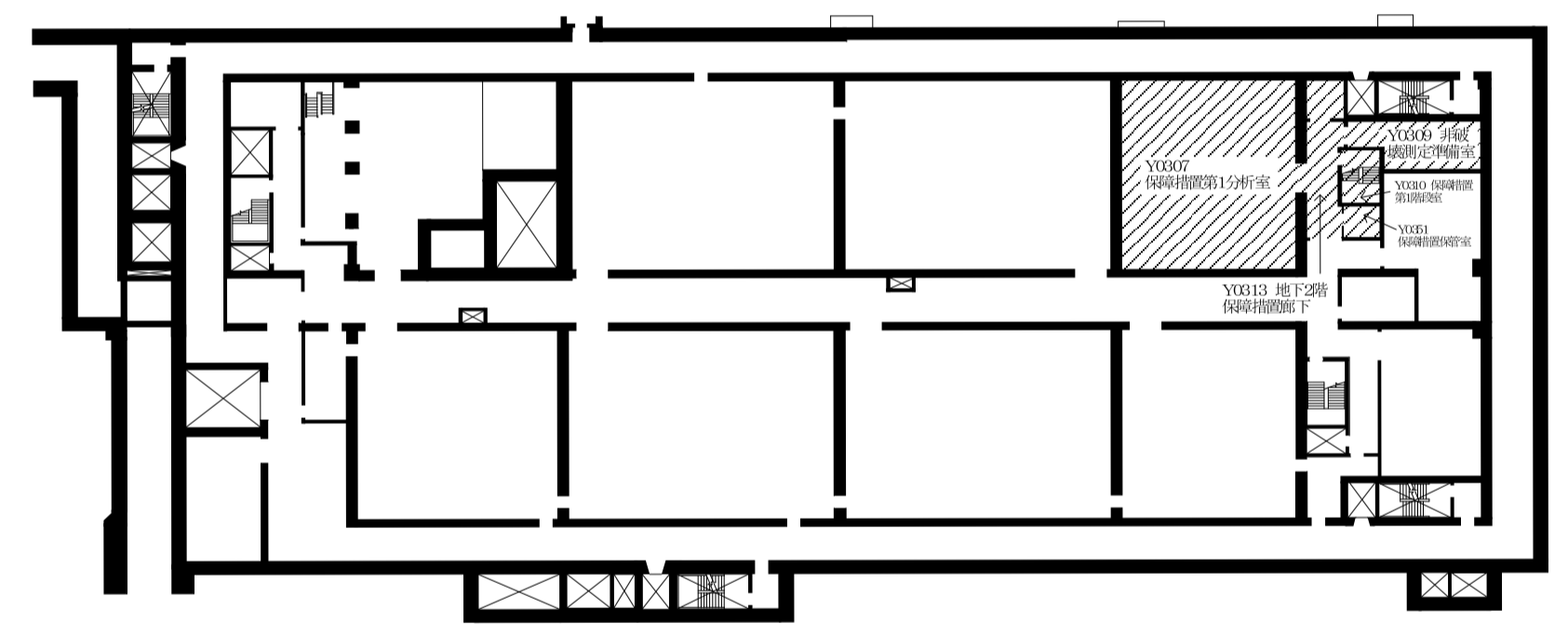


保障措置分析所管理区域



 : 汚染のおそれがある区域
 : 汚染のおそれがない区域

別図第2-3 分析建屋地下2階管理区域 (第25条)

新



保障措置分析所管理区域

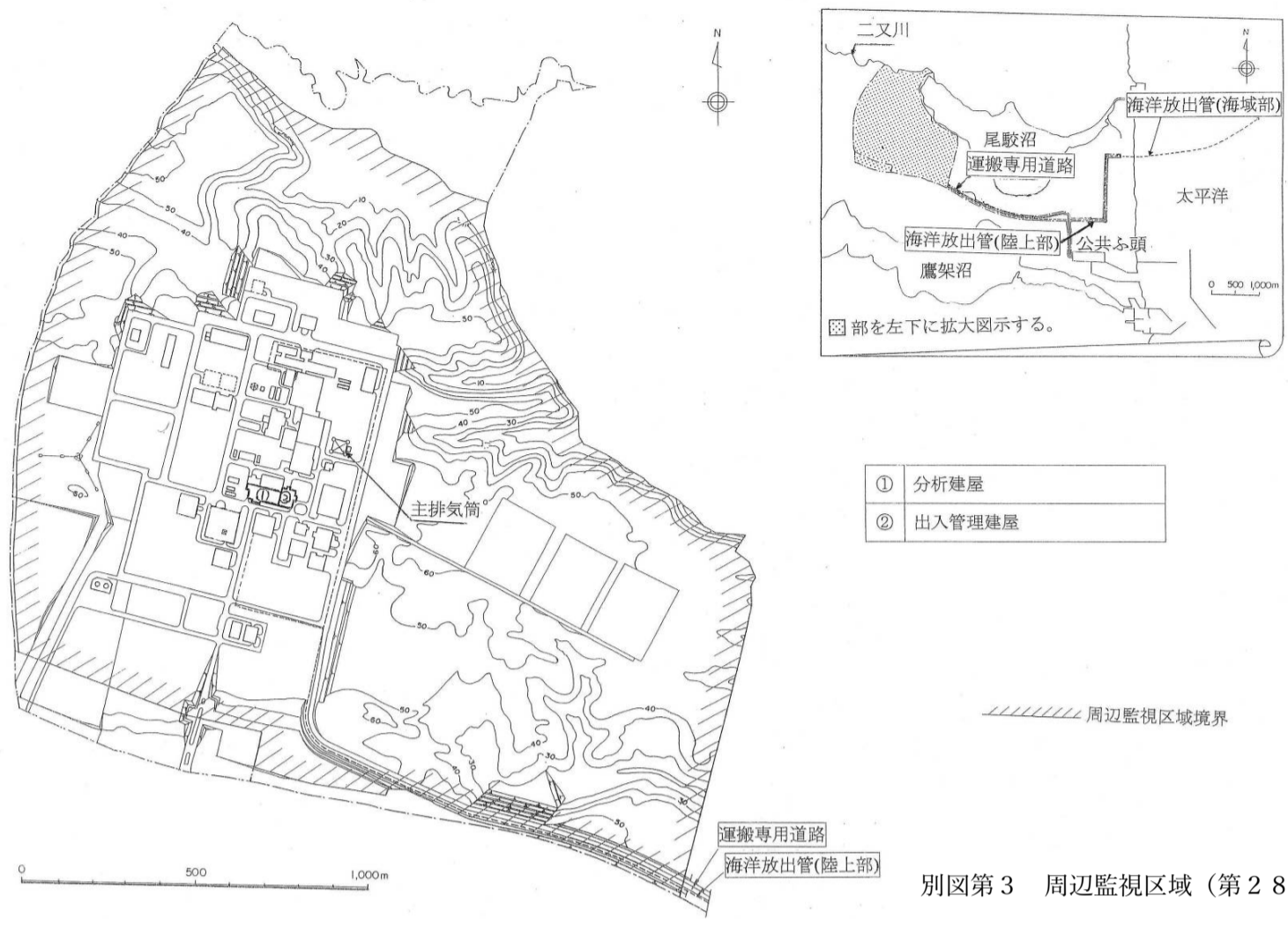
 : 汚染のおそれのある区域
 : 汚染のおそれのない区域

別図第2-3 分析建屋地下2階管理区域 (第25条)

備考

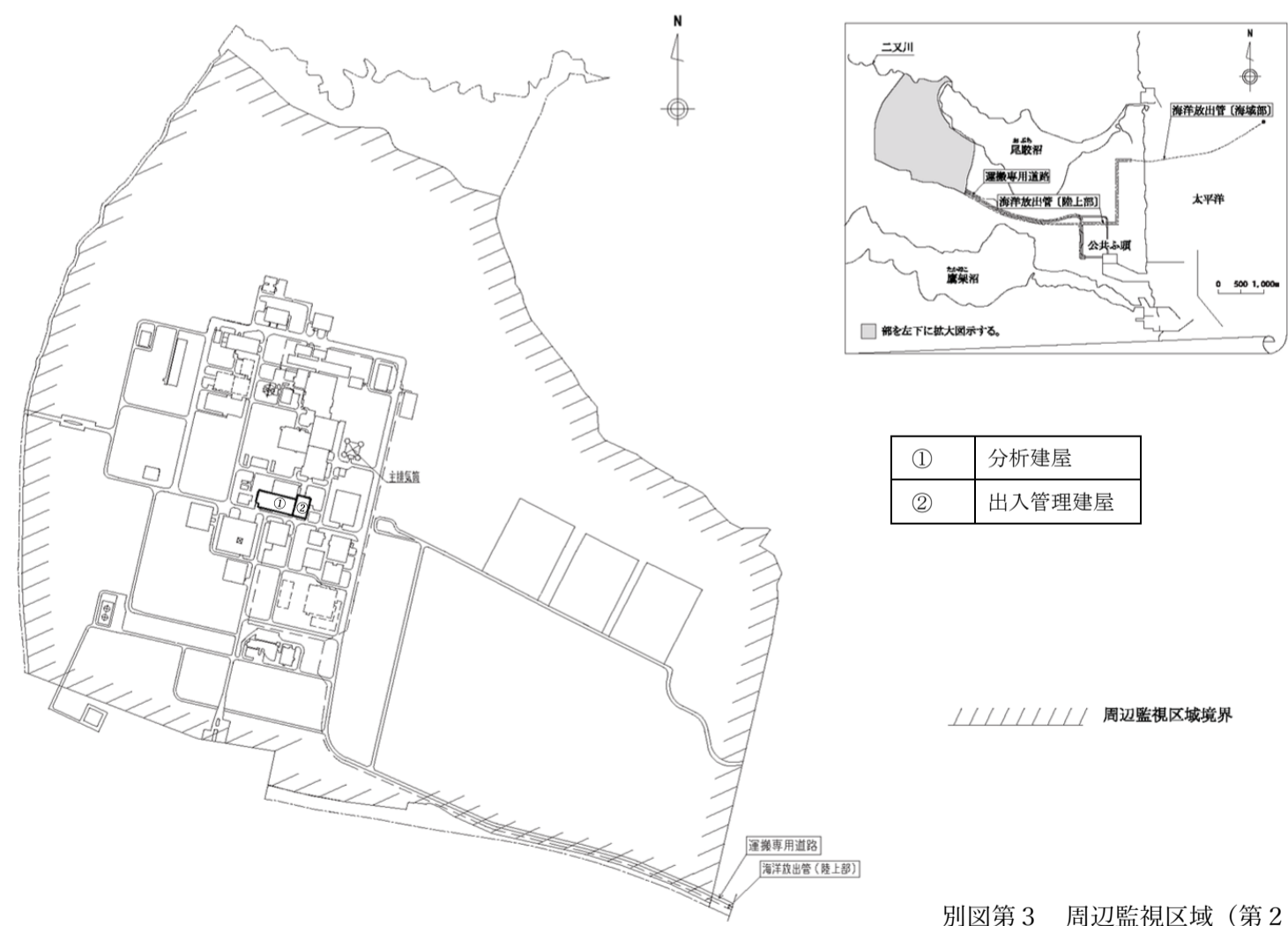
・別図第2-1と同様。

旧



別図第3 周辺監視区域 (第28条)

新



別図第3 周辺監視区域 (第28条)

備考

・日本原燃株式会社再処理施設保安規定と整合を図り、最新版の図面に見直した。
 ※ 周辺監視区域境界に変更はなし。

別表第1 職員等に対する保安教育の実施方針（第11条）

保安教育項目	内容	実施時期	放射線業務従事者			その他の職員等
			核燃料物質の使用の業務に従事する者	放射線管理の業務に従事する者	その他の業務に従事する者	
関係法令及び保安規定の遵守に関すること（90分以上）	原子炉規制法及びその関連法令のうち核燃料物質の使用等に係る事項及び保安規定並びに品質マネジメントシステムの遵守に関する教育	放射線業務従事者指定時又は配属時	◎	◎	◎	○
	上記内容の変更に伴い必要な事項に関する教育（時間数は内容に応じて設定）	法令改正時又は保安規定変更時	◎	◎	○	○
使用施設等の構造、性能及び操作に関すること（指定時は120分以上、定期は60分以上）	使用施設等の構造、性能及び操作に関する教育（使用許可申請添付書類に記載された安全対策、障害対策に関する事項、使用施設等の巡視点検に関する事項を含む）	放射線業務従事者指定時又は配属時	◎	◎	◎	○
	上記内容の変更に伴い必要な事項に関する教育（時間数は内容に応じて設定）	使用変更許可時	◎	◎	○	○
	使用施設等の設備の操作に関する実務的な教育（実技含む）	1回/年	◎	—	—	—
放射線管理に関すること（指定時は120分以上、定期は60分以上）	放射線防護（放射線の性質、生体への影響、線量等の監視方法、管理区域への立入り及び退出の方法、汚染時の措置等）、及び管理区域内作業に必要な事項に関する教育	放射線業務従事者指定時	◎	◎	◎	—
	放射線管理及び放射線防護に関する実務的な教育（実技含む）	1回/年	◎	◎	○	—
	放射線管理設備の運用に関する実務的な教育（訓練を含む）	1回/年	—	◎	—	—
核燃料物質の取扱いに関すること（60分以上）	使用施設において取り扱う核燃料物質の種類及び性状、核燃料物質等の取扱い、貯蔵及び廃棄の作業に関する教育（臨界管理に関する事項を含む）	放射線業務従事者指定時	◎	◎	◎	—
	核燃料物質等の取扱い、貯蔵及び廃棄の作業に関する実務的な教育	1回/年	◎	◎	○	—
異常時・非常時に講ずべき処置に関すること（60分以上）	異常時の通報連絡、応急措置等に関する教育 非常時対策組織の活動に関する基礎教育	放射線業務従事者指定時又は配属時	◎	◎	◎	○
	異常時・非常時の措置に関する実務的な教育（訓練を含む）	1回/年	◎	◎	○	○

注1) ◎：すべての教育内容が対象 ○：担当業務に応じて必要な教育内容が対象（これに応じて時間数も短縮） —：教育の対象外
注2) 放射線業務従事者指定時又は配属時の教育を受けた者は、その年度については1回/年（定期）の実務的教育の対象としない。

旧

別表第1 職員等に対する保安教育の実施方針（第11条）

保安教育項目	内容	実施時期	放射線業務従事者			その他の職員等
			核燃料物質の使用等の業務に従事する者	放射線管理の業務に従事する者	その他の業務に従事する者	
関係法令及び保安規定の遵守に関すること（90分以上）	原子炉規制法及びその関連法令のうち核燃料物質の使用等に係る事項及び保安規定並びに品質マネジメントシステムの遵守に関する教育	放射線業務従事者指定時又は配属時	◎	◎	◎	○
	上記内容の変更に伴い必要な事項に関する教育（時間数は内容に応じて設定）	法令改正時又は保安規定変更時	◎	◎	○	○
使用施設等の構造、性能及び操作に関すること（指定時は120分以上、定期は60分以上）	使用施設等の構造、性能及び操作に関する教育（使用許可申請添付書類に記載された安全対策、障害対策に関する事項、使用施設等の巡視点検に関する事項を含む）	放射線業務従事者指定時又は配属時	◎	◎	◎	○
	上記内容の変更に伴い必要な事項に関する教育（時間数は内容に応じて設定）	使用変更許可時	◎	◎	○	○
	使用施設等の設備の操作に関する実務的な教育（実技含む）	1回/年	◎	—	—	—
放射線管理に関すること（指定時は120分以上、定期は60分以上）	放射線防護（放射線の性質、生体への影響、線量等の監視方法、管理区域への立入り及び退出の方法、汚染時の措置等）、及び管理区域内作業に必要な事項に関する教育	放射線業務従事者指定時	◎	◎	◎	—
	放射線管理及び放射線防護に関する実務的な教育（実技含む）	1回/年	◎	◎	○	—
	放射線管理設備の運用に関する実務的な教育（訓練を含む）	1回/年	—	◎	—	—
核燃料物質の取扱いに関すること（60分以上）	使用施設において取り扱う核燃料物質の種類及び性状、核燃料物質等の取扱い、貯蔵及び廃棄の作業に関する教育（臨界管理に関する事項を含む）	放射線業務従事者指定時	◎	◎	◎	—
	核燃料物質等の取扱い、貯蔵及び廃棄の作業に関する実務的な教育	1回/年	◎	◎	○	—
異常時・非常時に講ずべき処置に関すること（60分以上）	異常時の通報連絡、応急措置等に関する教育 非常時対策組織の活動に関する基礎教育	放射線業務従事者指定時又は配属時	◎	◎	◎	○
	異常時・非常時の措置に関する実務的な教育（訓練を含む）	1回/年	◎	◎	○	○

注1) ◎：すべての教育内容が対象 ○：担当業務に応じて必要な教育内容が対象（これに応じて時間数も短縮） —：教育の対象外
注2) 放射線業務従事者指定時又は配属時の教育を受けた者は、その年度については1回/年（定期）の実務的教育の対象としない。

新

備考

・現行の教育対象者は分析課のみであったが、新設した設備課も教育対象とするため、「使用」から「使用等」に変更した。
※ 運用上の変更なし

旧			新			備考
別表第6 年間予定使用量(第20条)			別表第6 年間予定使用量(第20条)			<p>・使用許可との整合を図るため濃縮度95%未満を追加した。 ※ 運用上の変更なし</p>
種類	年間予定使用量		種類	年間予定使用量		
	最大存在量 ()内は ²³⁵ U量	延べ取扱量 ()内は ²³⁵ U量		最大存在量 ()内は ²³⁵ U量	延べ取扱量 ()内は ²³⁵ U量	
(1) 劣化ウラン			(1) 劣化ウラン			
(2) 天然ウラン						
(3) 濃縮ウラン						
濃縮度5%未満						
濃縮度5%以上20%未満						
濃縮度20%以上						
(4) プルトニウム(非密封)			(4) プルトニウム(非密封)			
(5) プルトニウム(密封)			(5) プルトニウム(密封)			
(6) ウラン233			(6) ウラン233			